

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1438号)

平成29年9月26日

横 情 審 答 申 第 1438 号

平 成 29 年 9 月 26 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 靜 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年9月6日総労第737号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について
人事委員会規則第17号第26条2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値
の統計」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について 人事委員会規則第17号第26条2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値の統計」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について 人事委員会規則第17号第26条第2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値の統計を開示ください。統計処理された文書が作成されていない場合は個々の任用実績を基に統計処理をし、「事務職」等の区分ごとに。下記のような表を作成ください。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年8月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 社会人採用職員の初任給の決定については、個人ごと、個々の職歴ごとに職歴の換算率（以下「換算率」という。）を適用しており、また、統計として利用することもないことから、当該事務を執行する上で請求されているような文書を作成する必要がない。そのため、本件において対象とされた行政文書は、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

(2) 実施機関では、職員の申告内容を基に計算処理した個人ごとの文書は保有している。審査請求人は、審査請求の理由として「個々の職歴ごとに判断した換算率の文書は存在するはず」と記載しているが、それは個人ごとの文書であり審査請求人が求めるような統計処理がされたものではない。

なお、開示請求は、開示請求日時点において実施機関が保有する行政文書を開示する制度であり、開示請求によって新たに文書を作成する制度ではない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 任用時の経験年数換算率の実績値の統計としての文書がなくとも、個々の職歴ごとに判断した換算率の文書は存在するはずである。
- (3) 総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）は、初任給格付けマニュアルを用いて新規任用者の初任給を決定している。新規任用者の職歴の換算率の決定は翌年度の予算に直接結びつく事項であるので、「換算率の決定」と「その内訳」は決裁が必要であり、その人数を記した書類がないとは考えられない。もし存在しないとなれば、労務課は必須業務を行っていないことになる。
- (4) 法令に定められていない内部運用向けの初任給格付けマニュアルでは、事務職の職歴換算率について、民間出身者を公務員出身者より一律一割減とされており、公務員を優遇して扱い、民間経験者を不当に安く働かせている。このような職歴換算率を定める規則の不合理性を裏付けるためにも本件開示請求を行った。
- (5) 採用時に適用された職歴換算率ごとに、採用後の業務成果や業務成績等から横浜市への貢献度を照らし合わせて、職歴換算率の適用が適正であったかを含め、職歴換算率を見直していくことが必要である。

人事というのは投資であり、どれだけの投資（人件費）を使って、どれだけの回収（貢献額）ができたかを調査し、その投資効果を検証すること（費用対効果の検証）は、現在の人事施策の検証と将来の人事計画の作成に必要不可欠なものである。これらは人事労務の業務として行うべき業務なので、当然文書はあるはずと考える。

5 審査会の判断

- (1) 初任給の決定に係る事務について

横浜市では、一般職の職員の給与に関し、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）で給料表等を定めており、職務の級及び号給に応じた給料等を支給している。新たに採用された職員の初任給は、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号。以下「任用規則」という。）及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第11号。以下「初任給規則」という。）に基づき決定される。

初任給規則第6条第1項別表第2の初任給基準表では新たに職員となった者の区

分ごとの号給を定めており、学歴、免許等を取得した以降に職歴等の年数がある場合には、任用規則第26条第2項別表第3に定める経験年数換算表の換算率を適用して経験年数とし、経験年数のうち5年までの年数の月数について12月で除して得た数と5年を超える年数の月数について15月で除して得た数とを合算した数に4を乗じた数を初任給基準表の号給に加算する。

労務課では、まず、採用予定者自身が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づいて、適用する換算率を判断し、経験年数を計算する。次に、経験年数から経験年数換算表の号給に加算する号給を計算し、計算結果を総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）へ提出する。労務課から提出された計算結果を受け、人事課では採用時の号給を決定している。

（2） 本件審査請求文書について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載等から、審査請求人は、平成18年度から平成27年度までの横浜市職員社会人採用試験において採用された職員が有する職歴の換算率について、前職が国家公務員、地方公務員、公共企業体職員又は地方公営企業体職員（以下「公務員等」という。）及び民間における企業体、団体等の職員（以下「民間職員等」という。）の職歴別に、換算率の適用人数を統計としてまとめた行政文書を求めていると解される。

イ 実施機関は、初任給を計算する際に、採用予定者が有する個々の職歴ごとに換算率を適用しており、統計として利用することはないことから、本件開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため非開示としている。

（3） 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人が求めているような統計処理された文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年6月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

（ア） 採用予定者は、採用前に公務員等だけでなく民間職員等の複数の種類の職歴を有している場合もあり、その際は、採用予定者一人の職歴に対し異なる換算率が適用されることとなる。そうすると、審査請求人が求めているような職歴別に換算率の適用人数を統計として割り出すことは難しい。

（イ） 採用予定者の採用前の職歴は、職種や期間、雇用形態など様々であり、換算率は採用時に採用前の職歴に応じた調整をして全ての職員の初任給の号給を決

定するためのものである。初任給の号給は配属前に決定する必要があるが、採用直後の配属先やその後の異動先における業務内容は多岐にわたり、常に採用前の職歴を活かせる業務に就くとは限らない。採用時の初任給決定は、採用前の職歴に基づくものである。

(ウ) 採用時の換算率にかかわらず、採用後は、職員が職務においてどのような業務成績をおさめ、成果を上げたかについて人事考課制度に基づき職員に対する評価を行っている。職歴換算は、採用時に採用予定者が有する年齢や職歴がそれぞれ異なることを考慮して、初任給を決定するための調整作業である。職歴換算は採用予定者の評価制度ではなく、採用後の人事評価と結びつけるものではない。そのため、採用後の人事評価は採用前の換算率と相関関係を見出すものではない。したがって、職歴ごとに換算率適用について統計処理をすること及び換算率ごとに採用後の成果を追うことは業務として必要がないと考える。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関の説明によると、換算率は、採用予定者が採用前に有する職歴に対して適用されるものであるとのことであった。採用後は、多種多様な職務内容に従事することとなり、採用前の職歴が必ずしも活かされるとは限らないという事情に鑑みると、採用時の換算率を基に採用後の業務成績を追うことはしておらず、審査請求人が主張するような費用対効果の検証のために統計をとる必要がなく、統計処理を行っていないとする実施機関の説明に不自然な点はない。

(イ) 職歴換算は採用予定者が有する職歴を基に採用予定者を評価するためのものではなく、採用時に様々な職歴を有する採用予定者の初任給を職歴に応じて調整するための一要素であり、採用後に職員に対して行う人事評価とは性質を異にするという実施機関の説明は理解できる。

したがって、採用前の職歴換算と採用後の人事評価には連続性が生じるものではなく、職歴ごとに適用される換算率について統計処理が必要であるという特段の事情は認められない。

(ウ) また、当審査会で実施機関に確認したところ、横浜市では、毎年、社会人採用により100名前後の事務職を採用しており、その中においても公務員等及び民間職員等の複数の種類の職歴を有している場合も多いとのことであった。

そうすると、採用予定者の換算率は一律に統計処理できるものではないと解される。

(エ) なお、審査請求人は、統計処理された文書が作成されていない場合には個々の任用実績を基に設計処理をし、区分ごとに表を作成することを求めている。しかし、情報公開条例第5条に規定する開示請求権は、開示請求時点での実施機関の保有している行政文書について、あるがままの形で開示することを求めることができる権利であって、新たに作成して開示することを義務付けるものではない。

(オ) その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

ウ これらのことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年9月6日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年9月23日 (第300回第二部会)	
平成28年9月27日 (第295回第一部会)	・諮問の報告
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	
平成28年10月13日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月24日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年4月25日 (第302回第一部会)	・審議
平成29年5月19日 (第303回第一部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年6月30日 (第304回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成29年7月25日 (第305回第一部会)	・審議
平成29年8月7日 (第306回第一部会)	・審議